

職員処遇改善の取り組み

地の星では「福祉・介護処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を受け、職員の賃金・職場環境・資質の向上に取り組んでいます。

1、福祉・介護職員処遇改善加算

この制度は2011年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、この対象である障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に2012年度より創設されました。

地の星利用者の出席日数により給付される公費に一定の割合で積算された金額が交付されます。

① 対象となる職員（直接利用者の支援を行う職員）

生活支援員、世話人、就労支援員、職業指導員

加算により支給される手当は資格手当・夜勤手当・特別支援手当等で、毎月対象となる職員に支払われます。

② 対象とならない職員

管理者、サービス管理責任者、事務、栄養士、看護師

* 処遇改善の対象職員同様の手当を法人の負担で支給しています。

2、福祉・介護職員等特定処遇改善加算

2019年10月より始まった加算です。経験・技能のある職員に重点化を図りながら更なる処遇改善を進める制度です。職員集団をABCの3つのグループに分けます。

年度末評価・夜勤や送迎実施有無・保有資格等の状況により判断。

非常勤者は勤務時間を常勤換算して支給する。

A：経験技能のある障害福祉人材（有資格者、サービス管理責任者等）

- ・ 地の星で勤続5年以上の有資格者と勤続10年以上の直接支援職員（60歳未満）
- ・ 常勤12名、非常勤4名 ⇒ 年間支給額2,913,000円

B：Aに該当しない障害福祉人材

- ・ Aグループ以外の直接支援職員
- ・ 常勤8名、非常勤7名 ⇒ 年間支給額1,195,200円

C：障害福祉人材以外の職員（管理者、事務など）

- ・ AグループとBグループ以外の職員
- ・ 常勤4名 ⇒ 年間支給額288,000円